

長野市PFI等活用ガイドライン の策定について



温湯温泉利用施設「湯～ぱれあ」

総務部公共施設マネジメント推進課



1. 優先的検討方針の策定（平成29年4月）

【平成27年12月17日 内閣府・総務省通知】 **多様なPPP/PFI手法の拡大が必要**

要請

人口20万人以上の地方公共団体は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（内閣府）」を踏まえ、平成28年度末までに優先的検討規程を策定すること

【策定の手引（H28.3内閣府）／地域の実情を踏まえ、次の項目が必要】

- ① 対象事業を明確に定めること
- ② ①の事業について、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討することを明記
- ③ 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること
- ④ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること

平成18年度に策定した「長野市PFI導入基準」を全部改正
平成29年4月1日から適用
➡ 「長野市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」を策定

【骨太の方針2017(抜粋)】実効ある優先的検討の運用、補助金等の目的等を踏まえた補助金採択等の際の優先的検討の要件化、未検討案件への支援の縮小、地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充などの入口から出口までのハンズオン支援等を通じて、案件形成を促進する。

2. 優先的検討の対象となる公共施設整備事業

【対象】

- ◆建築物、プラントの整備等
- ◆利用料金の徴収を行う公共施設整備事業のうち

○事業費の総額が 10億円以上

又は

○維持管理・運営費等が単年度で 1億円以上

対象

【旧基準】
20億円超

かつ

概ね1億円超

公共施設等の整備等にあたり、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討すること

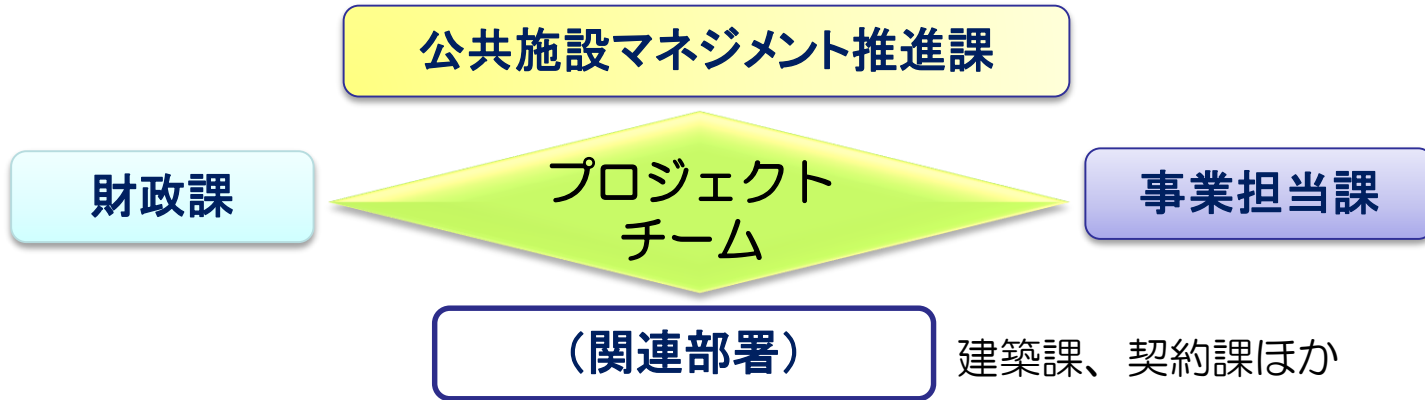
【対象外】

- 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- 民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の土木インフラ整備事業等（有料道路等を除く）

なお、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP/PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

3. 推進体制と検討プロセス（優先的検討方針）

◆推進体制

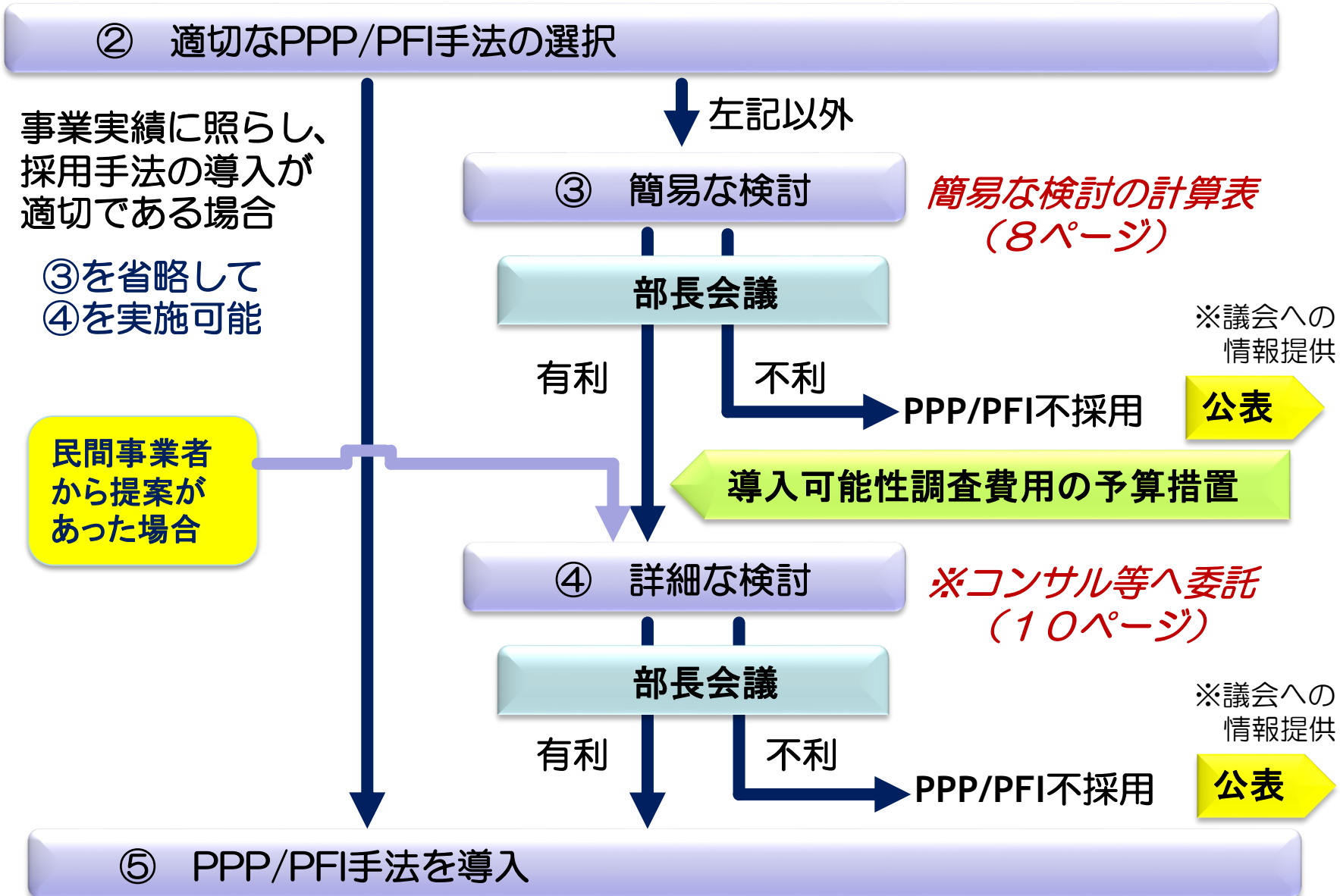


◆検討プロセスの概要

① PPP/PFI手法導入の検討の開始

対象となりうる事業の検討を開始





4-1. 内閣府 運用の手引き（抜粋）

なぜPPP/PFI手法の導入を優先的に検討する必要があるのですか。

優先的に検討することにより、PPP/PFI手法と従来型手法との比較が行われ、より効率的かつ効果的な手法の採用が可能となり、限りある税財源を効率的に使用することとなります。

比較の結果、従来型手法が採用される場合には、評価内容等が公表される仕組みになっているため、客観性が担保され、住民等への説明責任を果たすことが可能となっています。

PPP/PFI手法導入の検討の開始

新たに公共施設等の整備等を行う際、検討期間が短く従来型手法以外の手法の採用を検討する時間がない等、スケジュールを理由としたPPP/PFI手法検討の排除をしないためにも、基本構想や基本計画等の策定等の早い段階から優先的検討を行うことが望ましいと考えられます。

簡易な検討について

簡易な検討の趣旨は、PPP/PFI手法に適しないことが明らかな事業を詳細な検討の対象から除外することにあるため、この段階での定量評価は精緻に行う必要はありません。

4-2. (つづき)

詳細な検討について

多くのPPP/PFI手法は、従来型手法とは異なり、長期間の委託の締結を前提としています。従って、事業の実施に際しては、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、導入可能性調査等を実施し、当該事業をどのような手法により実施することが最も効率的か、実施する場合はどのような事業条件（業務分担、リスク分担、要求水準等）とするべきかなど詳細に検討することが一般的です。

PPP/PFI手法導入に適しない場合の公表は、なぜ必要なのですか。

策定の手引では、「採用手法の評価結果を第三者による比較が可能な状態で公表することによって、採用手法の導入の適否の判断について、透明性を確保するとともに住民及び民間事業者に対する説明責任を果たす」ために、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には公表するものとしています。

また、公表は、優先的検討が有効に行われているかを第三者により評価する仕組み（PDCAサイクルの仕組み）の一つです。

5-1. 簡易な検討（内閣府様式）

	F	G	H	I	J	K	L	M	
1	《簡易な検討の計算表(記載例)》 (単位:千円、年)						のセルに想定されている条件を入力して		
2	■前提条件						右記のセルに記載されている数値を「PF		
3			従来型手法		採用手法の条件	採用手法			
4	手法		従来型手法			①BTO・BOT・BOO・RO	採用手法(「①BTO・BOT・BOO・RO」、「②(BOT・BOOは固定資産税等は考慮されて)		
5	整備期間		1年	従来手法=採用手法		1年	1年間に設定してあります(変更できません)		
6	維持管理・運営期間		20年	従来手法=採用手法					
7	事業期間								
8	整備費		5,000,000	10%削減			概算経費や補助金等の有無や金利などの情報を元に、計算表によるVFMの算定を行う。		
9	維持管理・運営費(1年当たり)		55,000/年	10%削減					
10	利用料金収入(1年当たり)		20,000/年	10%増加					
11	費用・収入								
12	資金面の内容		現在価値への割引率	2.6%	従来手法=採用手法	2.6%	現在価値への割引率を記入して下さい。(標		
14	整備費に対する補助金・交付金の割合		整備費の0%			整備費の0%	整備費に対する補助金・交付金の割合(%)		
15	整備費に対する起債の割合		整備費の75%			整備費の45%	整備費に対する起債の割合(%)を記入して		
16	整備費に対する一般財源の割合		整備費の25%			整備費の25%	整備費に対する一般財源の割合(%)を記		
17	整備費に対する民間資金の割合		—			整備費の30%	「100%-(補助金・交付金の割合+起債の		
18	小計		100%			100%	小計が100%になることを確認して下さい。		
19	整備費に対する資金調達の内容								
20	補助金・交付金の金額		0			0			
21	起債金額		3,750,000			2,025,000			
22	一般財源の金額		1,250,000			1,125,000			
23	起債金利		1.5%	従来手法=採用手法		1.5%	起債金利を%で入力して下さい。		
24	起債償還期間		20年	従来手法=採用手法		20年	維持管理・運営期間に異なります。		
25	起債償還方法		元利均等	従来手法=採用手法		元利均等	期限一括、元利均等、元金均等から選択し		

【別紙4】簡易な検討の計算表（空欄）

【別紙5】簡易な検討の計算表（記載例）

【別紙5】簡易な検討の計 ... ⊕ : ◀

5-2. (つづき)

削減率等の例(内閣府 運用の手引きより)

費用総額の比較で用いる数値について

		(参考)策定の手引※1	今回の調査結果※2
費用削減率	設計費	10%	13.4%
	建設費		14.2%
	運営費	10%	12.9%
	維持管理費		16.4%
利用料金収入増加率		10%	(参考値)17.3%
官民の資金調達金利差		0.5%	0.5%
割引率		2.6%	2.5%

※1 策定の手引における設定の根拠

- ①費用削減率及び利用料金収入増加率:平成25、26年度内閣府支援事業の平均
- ②官民の資金調達の金利差:記載なし
- ③割引率:平成25、26年度実施方針策定事業の平均

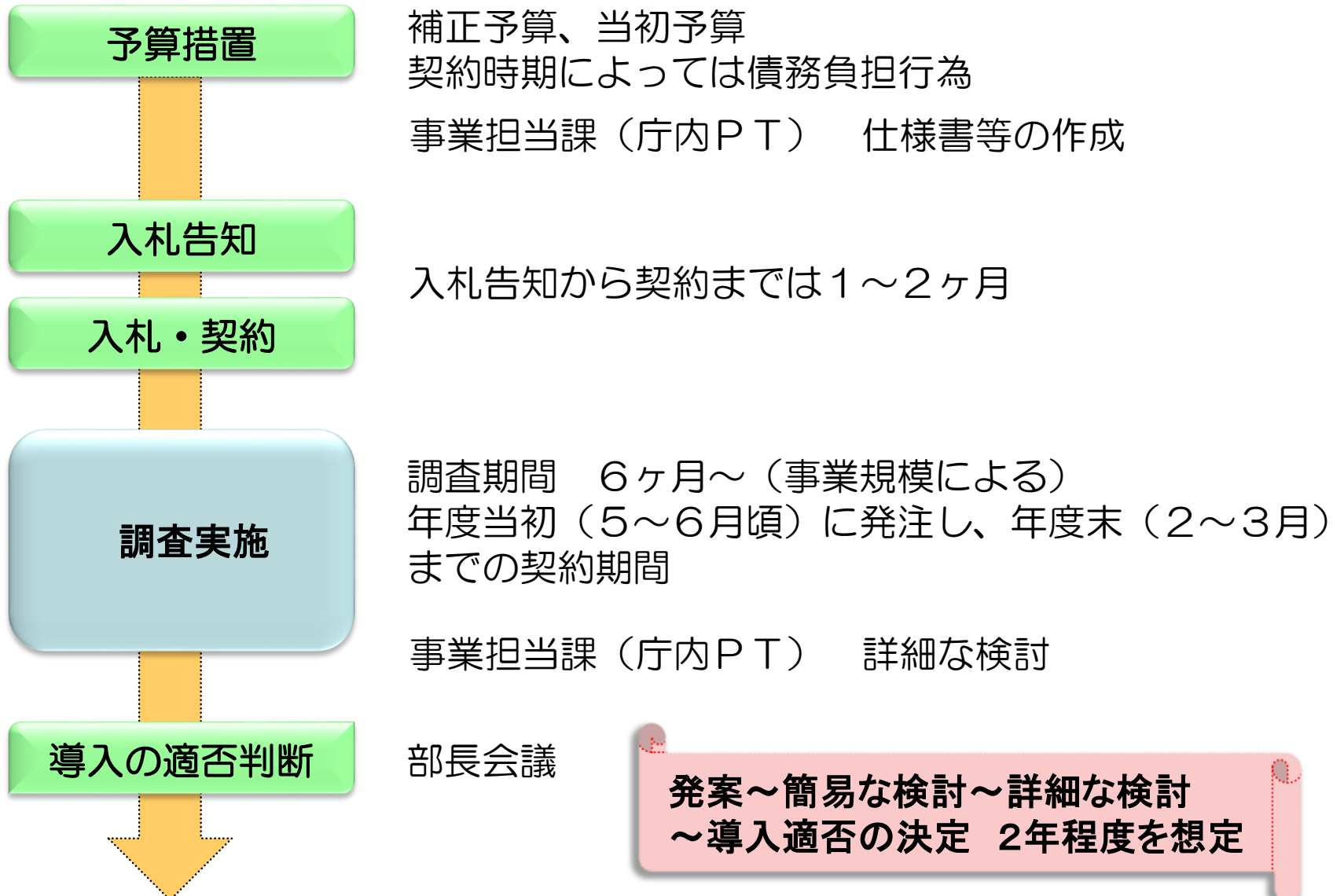
※2 今回の調査結果:過去に実施されたPFI事業における設定数値の平均

運用の手引きでは、検討の参考となる数値設定に関する調査結果、過去のPFI事業におけるVFMの傾向等及び数値設定の個別事例、留意点を示しています。

この計画期間がどの程度か

概算経費の積算根拠となる**事業規模等がある程度固まった段階**で検討を開始
事業規模によりことなるが、**検討期間は2～3ヶ月程度**を想定

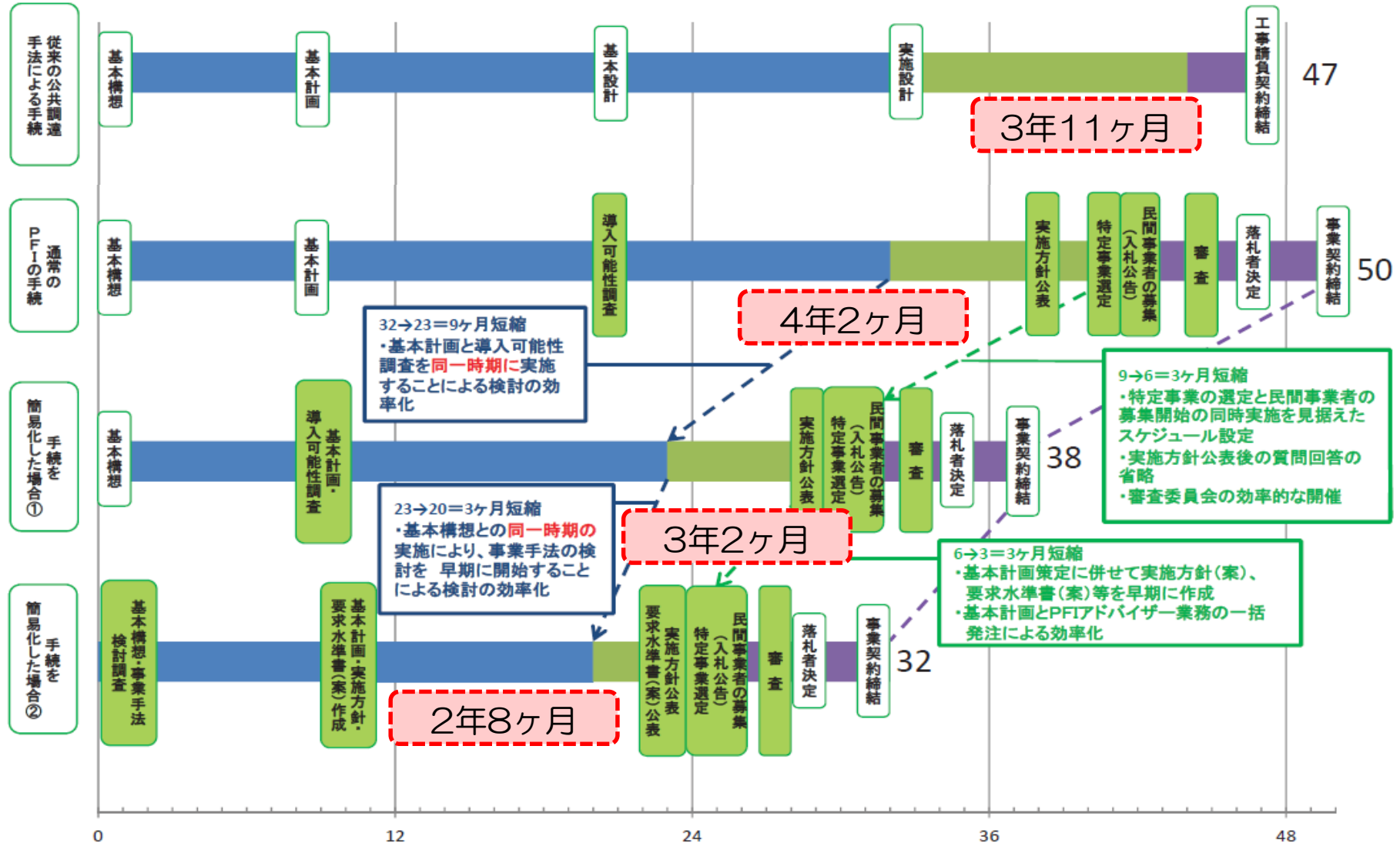
6-1. 詳細な検討

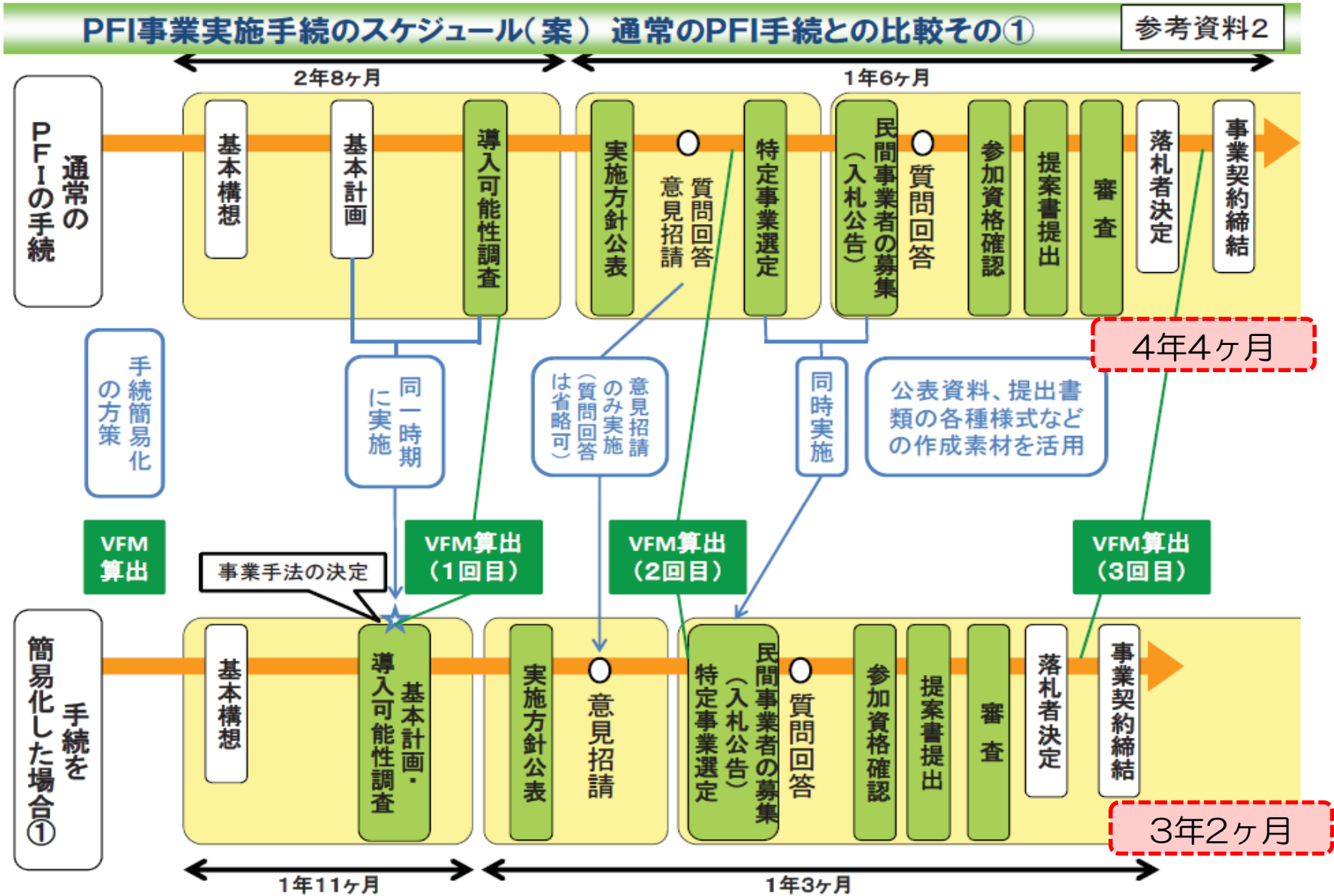


7-1. 簡易化スケジュール（内閣府）

PFI事業実施手続の期間短縮イメージ

参考資料1





8. 長野市PFI等活用ガイドラインの構成

第1部 PFIの概要

- 1 PPPとPFI
- 2 PFIとは ・PFIの対象、効果・特徴、VFM、リスク分担 など
- 3 PFIの事業形態と事業方式 ・PFIの事業形態、事業方式 など
- 4 PFI事業の進め方
- 5 PFI導入にあたっての留意点

第2部 長野市におけるPFIの導入

- 1 【STEP1】 事業の発案 優先的検討(簡易・詳細な検討、結果公表)
- 2 【STEP2】 実施方針の策定及び公表
- 3 【STEP3】 特定事業の評価・選定、公表
- 4 【STEP4】 民間事業者の募集、評価・選定、公表
- 5 【STEP5】 事業契約等の締結等
- 6 【STEP6】 事業の実施と監視（モニタリング）
- 7 【STEP7】 事業の終了
- 8 その他

本ガイドラインの対象となる事業は、PFI法に基づくもの、及び、民間資金を活用せず実施されるが、PFIに類似する手続きが必要となるDBO方式などによる公共施設等の整備等とする。

9. PFI手法の場合の事業全体の流れ

◆特定事業の選定 | 優先的検討方針の範囲

PFI等ガイドラインの範囲

1
～
2年

STEP1 事業の発案

(民間事業者からの提案を含む)

必要に応じてサウンディング型市場調査

- ・事業の発案
- ・簡易な検討（庁内での検討）
- ・詳細な検討（コンサル等）

STEP2 実施方針の策定及び公表

- ・実施方針の策定
- ・実施方針の公表・説明会等

STEP3 特定事業の評価・選定、公表

- ・特定事業の評価
- ・要求水準の公表・説明会等

◆民間事業者の募集及び選定等

STEP4 民間事業者の募集、 評価・選定、公表

- ・公募、説明会等
- ・民間事業者選定、公表

STEP5 事業契約等の契約等

- ・仮契約、本契約※議決
- ・事業契約等の公表

◆PFI事業の実施

STEP6 事業の実施

- ・事業の実施、監視（モニタリング）
- ・監視結果の公表

STEP7 事業の終了

- ・土地等の明渡し等、事業契約等で定めた措置

1
～
2年

契約期間

10-1. 【STEP1】から「庁内プロジェクトチーム」

I 庁内プロジェクトチームの設置(対象事業ごとに設置)

事業担当課、財政課、契約課、建築課、公共施設マネジメント推進課
ほか関係部署

部署	主な役割
事業担当課	PFI事業実施の主務課として中心的な役割を担います
財政課	国庫補助や起債、債務負担行為など、財政面での助言・支援等
契約課	総合評価一般競争入札や公募型プロポーザルの実施に関する助言・支援等
建築課	事業費の積算や、施設の設備や整備等の技術的事項に関する助言・支援等
公共施設マネジメント推進課	PFI事業実施支援、連絡調整、審議会運営等、事業担当課とともに中心的な役割を担います
関係部署	事業担当課と協力し、PFI事業を実施

先行事例では、PFI専任のスタッフを配置して庁内の体制を整えるのは、**PFI導入可能性調査(アドバイザー委託)**の段階のようです。

また、**対象事業に係る原課の職員が主たる担当**となり、税・財務に係る職員と合わせて**2～3名程度で構成される事務局**が設けられているようです。

施設の**技術的な内容については建築担当部署**と、**契約締結については契約担当部署**との調整が考えられます。 ※内閣府 地方公共団体におけるPFI事業導入の手引きより



10-2. つづき 「庁内プロジェクトチーム」

ア 庁内プロジェクトチームの設置

対象事業の担当課をはじめ、財政課、契約課、建築課、公共施設マネジメント推進課など、事業規模等に応じてPFI事業推進のため、庁内プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置します。

イ PTの役割

PTは、優先的検討における簡易な検討をはじめ、導入可能性調査（委託）や、導入プロセスにおける実務等を行い、PFI対象事業推進の中心的役割を担います。

(ア) 事業担当課

事業担当課は、**事業の主務課**として、発案（基本構想、基本計画）の段階から、PT設置後は実施方針の策定・公表から事業終了まで、**事業実施の中心**となります。複合施設の場合は関係課の中から主務課を決めます。

(イ) 財政課

PFI事業は、事業期間が長期にわたるため、後年度の財政負担について十分検討する必要があります。起債や補助金等の充当や補正予算・債務負担行為など**財政面や簡易な検討時におけるVFMの算定などへの助言、支援等**を行います。

10-3. つづき 「庁内プロジェクトチーム」

(ウ) 契約課

事業者選定における総合評価一般競争入札や公募型プロポーザル方式において、入札説明書、落札者決定基準等の入札資料作成の手続等契約事務に関する助言、支援等を行います。

(I) 建築課

VFM算定等における建設費の積算や、施設、設備等に関する要求水準書の策定支援や、設計・建設モニタリング等についての技術的事項に関する助言、支援等を行います。

(オ) 公共施設マネジメント推進課

制度所管課として、事業推進のための支援、審議会運営、関係部署等との連絡調整など、事業担当課とともに中心的役割を担います。

(カ) その他関係課

複合施設の整備での主務課以外の関係課のほか、事業により関係する部署は様々です。事業実施に当たり、必要に応じて関係する部署がP Tに加わります。

事業の実施に当たっては、議決への対応や、税、環境面、許認可など、多くの部署が関係することから、それぞれ協議・協力しながら進める必要があります。

11-1. 【STEP2】から「審査委員会」

I (仮称)長野市PFI等審査委員会 ⇒ 附属機関

(1) 設置の目的

PFI導入プロセスにおいて客観性・公平性・透明性を確保しながら、専門的見地から調査、審議する必要があるため設置するもの

(2) 審査委員会の主な役割（案）

- アドバイザーの選定、実施方針、事業者の選定方式、要求水準書、契約書案、落札者決定基準、事業提案の内容などの調査及び審議
- 総合評価一般競争入札を実施する場合は、地方自治法で義務付けのある「学識経験者からの意見聴取」の役割

(3) 委員の構成

- 技術、経営、金融、法務等の専門家、学識経験者等（5～6名）
- 事業内容により特別委員・専門委員

長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針

審議会（附属機関）	調停、審査、答申又は調査等を行い、 合議による意思決定を行う。
懇談会	意見聴取又は意見交換の場。 合議による意思決定を行わない。

- PFIの対象とする事業に関連する技術や知識に精通した方が必要
 - 財務、法務、金融のほか地域の特性に精通した方も該当
- ※内閣府 地方公共団体におけるPFI事業導入の手引きより



11-2. つづき 「審査委員会」

ア (仮称)長野市PFI等審査委員会の目的等

STEP 2以降の実施方針の策定、特定事業の選定、事業者募集書類（公募書類）の作成、**事業者選定等の調査及び審議を行い、各プロセスにおける公平性、客観性、透明性を確保するため**、（仮称）長野市PFI等審査委員会（以下「PFI審査委員会」という。）を設置します。

PFI審査委員会は、アドバイザー等の選定や民間事業者からの提案の選定等に際して、**適正に審査するため**、地方自治法第138条の4第3項の規定による条例に基づく**附属機関として設置**し、各段階に応じて開催します。

なお、外部委員のうち少なくとも2名は、総合評価一般競争入札を実施する場合に意見聴取が義務付けられている2名以上の**学識経験者を兼ねる**ものとします（地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4）。

イ PFI審査委員会委員の選定及び時期

PFI審査委員会の所管事項は、**高度な専門性**があり、**全ての委員が専門知識を有する必要がある**ことから、技術、経営、金融、法務等の専門家、学識経験者等のほか、市職員より選定します。委員はアドバイザー等の選定前に委嘱します。また、**事業の内容や規模に応じて特別委員や専門委員を委嘱**します。

12. 今後のスケジュール

1月中旬～2月下旬 庁内への周知、意見等募集

◆内容の見直し、修正

2月20日 公共施設等総合管理調整会議

◆内容の見直し、修正

3月7日(水) 特別委員会

◆内容の見直し、修正

3月23日 公共施設適正化検討委員会

◆内容の見直し、修正

4月3日 部長会議

4月10日 政策説明会

4月中旬 公表

審査委員会の設置

平成30年度中(予定)に、審議会を追加
(附属機関条例の改正)

長野市PFI等活用ガイドラインの策定、公表